次のとおり技術提案型条件付一般競争入札を行います。

平成 30 年 5 月 18 日

収支等命令者

佐賀県総務部情報課長 池 田 知 優

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務名 公共ネットワーク等維持管理業務委託
 - (2) 委託業務の仕様等 入札説明書のとおり
 - (3) 履行期間 平成30年8月1日から平成33年7月31日まで
- 2 入札参加者の資格に関する事項
 - (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による技術提案型条件付一般競争 入札とする。

この入札に参加できる者は、(2)のア又はイに掲げる要件の全てを満た す単独企業又は共同体企業のうち、公共ネットワーク等維持管理業務の委 託に係る技術提案型条件付一般競争入札審査委員会(以下、「審査委員会」 という。)の審査により入札参加資格を有すると認められた者とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定 した協定を結ぶこと。

- ア目的
- イ 企業体の名称
- ウ 構成員の住所及び名称
- エ 代表者の名称
- オー代表者の権限
- カ 構成員の出資の割合
- キ 構成員の責任
- ク 取引金融機関

- ケー決算
- コ 利益金の配当の割合
- サ 欠損金の負担の割合
- シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
- ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- セ 解散後の瑕疵担保責任及びその他必要な事項
- (2) 入札に参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件の全てを満たし、佐 賀県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 単独企業の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定 に該当する者でないこと。
- (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (ウ) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (I) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において 手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

- (オ) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止 措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札 参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (カ) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次のbからgまでに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - a 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - b 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2 条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に 損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している 者
 - g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (‡) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。
- (イ) 全ての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比

率を有すること。

- (ウ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (I) 構成員の全てがアの(ア)から(カ)までの要件を満たすこと。
- (オ) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。
- (3) 過去 5 年以内に佐賀県と同等(利用端末数約 5,000 人)以上の規模の ネットワーク維持管理業務(伝送路を含む。)の履行実績を有すること。
- (4) 過去 5 年以内に佐賀県内自治体が発注した屋内外における光ケーブル 工事及び屋内 L A N工事の履行実績を有すること並びに電気通信工事 A 級 の決定を競争入札参加資格確認申請書の提出時点で受けていること。
- (5) 業務を実施する組織・部門において ISMS、ISO/IEC27001、JIS Q 27001 のいずれかに関する情報セキュリティに係る認証を競争入札参加資格確認申請書の提出時点で取得していること。
- 3 入札手続等に関する事項
 - (1) 担当部局

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県総務部情報課 情報監理担当(新館6階)

電話番号 0952-25-7038

FAX番号 0952-25-7299

電子メールアドレス network@pref.saga.lg.jp

- (2) 入札説明書、入札関連様式等の交付方法及び交付期間
 平成30年5月18日(金)から同年6月8日(金)まで佐賀県ホームページ(http://www.pref.saga.lg.jp/)に掲載するとともに、(1)の部局において随時交付する(土曜日及び日曜日を除く。)。
- (3) 入札説明書等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、質問書により行うこと。

- ア 質問書の提出期間 平成 30 年 5 月 18 日(金)から同月 30 日(水)までの午前 9 時から午後 5 時までとする。
- イ 質問書の提出方法 (1)の部局に持参し、又は電子メールアドレスへ 送信すること。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者は、イの提出期限までに別に定める競争入 札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、 (1)の部局まで郵送し、又は持参すること。

イ 提出期限

平成 30 年 6 月 8 日 (金)午後 5 時 (郵送の場合は、書留郵便により 提出期限までに必着のこと。)

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- ウ 提出された書類を審査委員会で審査した結果、入札参加資格を有する と認められる者を入札の参加者(以下「入札者」という。)とする。
- エ 競争入札参加資格の確認結果は、平成30年6月22日(金)までに通知する。

なお、競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由の開示を 同月27日(水)までに(1)の部局に書面で請求することができる。

(5) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特

別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実 があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
- ウ 自己又は自社の役員等が2の(2)のアの(ħ)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(2)のアの(ħ)のbからgに掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置を受けたとき。
- オ その他本契約について、契約を履行することが困難になるとみられる 事由が発生したとき。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 30 年 6 月 29 日 (金) 午前 10 時 (入札を郵送で行う場合には、外封筒に「公共ネットワーク等維持管理業務委託契約に関する入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入して簡易書留で郵送すること。また、同月 28 日 (木) 午後 5 時までに(1)の部局に必着のこと。)

イ 場所

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新館 11 階 9 号会議室 なお、変更の場合は、入札者に対し別途連絡する。

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

(8) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第 35号。以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積金

- 額(取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入すること。ただし、同条第3項第1号に該当し証書を提出する場合又は同項第2号若しくは第3号のいずれかに該当する場合、入札保証金を免除する。
- イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項の規定に基づき、次の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。
 - (ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)
 - (イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発 行価額)の10分の8以内で換算して得た金額
 - (ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証を した小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機 関のものに限る。) 券面金額
 - (I) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
 - (オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権 証書に記載された金額
 - (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額
- (9) 契約条項を示す場所
 - (1)に同じ。
- (10) 入札方法に関する事項
 - ア 入札は、入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただ

- し、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。
- イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)に 100 分の 108 を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に 108 分の100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「」の記号を付記すること。

(11) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で最低の 価格をもって入札したものを落札者とする。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに 当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当 該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるとき は、これに代えて、当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ るものとする。

(12) 再度入札に関する事項

第1回目の開札の結果、落札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。 再度入札は3回までとし、再度入札においても落札者がいない場合は、 再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、 合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(13) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができない。

- ア 参加する資格のない者
- イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者
- ウ 当該競争入札について不正行為を行った者
- エ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを 提出した者
- カ 入札価格の記載において(10)のウの要件を満たさない入札書を提出し た者
- キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した 者
- ケ 民法(明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条(錯誤) により無効と認められるものを提出した者
- コ 1人で2以上の入札をした者
- サ 代理人でその資格のないもの
- シ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者
- (14) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができない。

(15) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(16) 入札の辞退

入札者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、 辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを 受けるものではない。

(17) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から原則として2週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成の要否 要
- (3) 契約保証金
 - ア 契約締結の際に、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。ただし、規則第 115 条第 3 項第 1 号に該当し証書を提出する場合又は同項第 3 号若しくは第 4 号のいずれかに該当する場合、契約保証金を免除する。
 - イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、3の(8) のイに掲げる価値の担保を供することができる。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全て を公表することがある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかか わらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

- (6) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止することがある。
- (7) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。
- (8) 本業務に従事する者又は従事していた者が、当該業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)上の罰則規定(第44条及び第45条)及びこれらの違反行為に関する両罰規定(第47条)に基づき処罰されることがある。
- (9) 本入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号) 地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める法律(平成7年政令第372号) 規則及び佐賀県特定調達契約規則(平成7年佐賀県規則第64号)の定めるところによる。
- (10) 詳細は入札説明書による。
- (11) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。
- 5 この調達契約は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 6 Summary
 - (1) Subject matter of the contract:
 Public network maintenance management business consignment.
 - (2) Fulfillment period:
 From the day of the contract to July 31, 2021.
 - (3) Bid description access:
 - Will be available on the Saga Prefecture website for download and Information Technology Division, Department of General Affairs,

Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan from Friday, May 18, 2018 until Friday, June 8, 2018.

(http://www.pref.saga.lg.jp/)

(4) Date and time for the opening of bids and tenders:

The meeting for tenders will begin promptly at 10:00 a.m. on Friday, June 29, 2018.

Bring tenders with you or send it by mail. If sending by mail, tenders must be sent by registered post and received by 5:00 p.m. on Thursday, June 28, 2018.

(5) Contact information:

Information Technology Division, Department of General Affairs, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel: 0952-25-7038